

# 都市再生整備計画

みその  
美園地区  
(第3回変更)

埼玉県 さいたま市

令和5年3月

活用する交付金	確認
都市構造再編集集中支援事業	<input type="checkbox"/>
都市再生整備計画事業	<input checked="" type="checkbox"/>
まちなかウォークブル推進事業	<input type="checkbox"/>



## 都市再生整備計画の整備方針等

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>整備方針1:市の副都心に相応しい都市環境を形成する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サッカー観戦者などの来街者をもてなすホスピタリティある環境と、日常的な賑わい・交流を創出する都市機能や活動を誘導しながら、市の副都心に相応しい都市環境を形成する</li> </ul>	<p>【基幹事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活基盤施設 広場(大門上池調節池)</li> <li>地域生活基盤施設 情報板</li> </ul>
<p>整備方針2:健康を育み、スポーツ・レクリエーションに親しみやすい都市環境を形成する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安心・安全で心地よい居住空間と、公共交通・歩行者・自転車を中心とした交通環境ネットワークを整えながら、健康を育み、スポーツ・レクリエーションに親しみやすい都市環境を形成する</li> </ul>	<p>【基幹事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活基盤施設 広場(大門上池調節池)</li> <li>地域生活基盤施設 情報板</li> </ul> <p>【協定制度等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路高架下を活用した都市利便増進施設(駐輪場)の整備および管理運営</li> </ul>
<p>整備方針3:低炭素・循環型の持続可能な都市環境を形成する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>見沼田圃や綾瀬川水系につながるみどりの回廊を形成しながら、安全・快適で落ち着いた雰囲気の良い街並みを誘導し、低炭素・循環型の持続可能な都市環境を形成する</li> </ul>	<p>【基幹事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活基盤施設 広場(大門上池調節池)</li> <li>地域生活基盤施設 情報板</li> </ul>
<p>その他</p> <p>【関連する取組・事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域活性化総合特区制度に基づく、浦和東部第一地区内保留地における低炭素型住宅モデル街区(スマートホーム・コミュニティ)整備</li> <li>浦和東部第一特定土地区画整理事業(市施行)</li> <li>大門下野田特定土地区画整理事業(市施行)</li> <li>浦和東部第二特定土地区画整理事業(機構施行・2017年2月換地処分)</li> <li>岩槻南部新和西特定土地区画整理事業(機構施行・2017年2月換地処分)</li> <li>アーバンデザインセンターみその(UDCMi)を拠点とした「公民+学」の連携組織『美園タウンマネジメント協会』・『みその都市デザイン協議会』による各種まちづくり事業(『美園タウンマネジメント憲章』、『みその都市デザイン方針』の推進 等)</li> <li>綾瀬川遊歩道整備</li> </ul>	



協定制度等の取り組み

官民連携によるエリアマネジメント方針等													
事業	事業の目的/事業によって解決される課題	事業期間	事業主体(占有主体)	活用する制度									
				制度別詳細1 [法第46条第10項]	制度別詳細2 [河川敷地占用許可準則22]	制度別詳細3 [都市公園占用許可特例(法第46条第12項)]	制度別詳細4 [都市利便増進協定(法第46条第25項)]	制度別詳細5 [都市再生整備歩行者経路協定(法第46条第24項)]	制度別詳細6 [低未利用土地利便増進協定(法第46条第26項)]	制度別詳細7 [滞在快適性等向上区域] 一体型滞在快適性等向上事業(法第46条第3項第2号)	制度別詳細8 [滞在快適性等向上区域] 都市公園占用許可特例(法第46条第14項第1号)	制度別詳細9 [滞在快適性等向上区域] 公園施設設置管理許可特例(法第46条第14号第2号イ)	制度別詳細10 [滞在快適性等向上区域] 公園施設設置管理協定(法第46条第14項第2号ロ)
1	●道路高架下を活用した都市利便増進施設(駐輪場)の整備および管理運営を都市再生推進法人が実施する。	R3~R5	・一般社団法人美園タウンマネジメント(都市再生推進法人)										○
2	●道路空間を活用した都市利便増進施設(シェアサイクルポート)の整備および管理運営を都市再生推進法人が実施する。	R4~R5	・一般社団法人美園タウンマネジメント(都市再生推進法人)										○
3													
4													

滞在快適性等向上区域における駐車場の配置方針等

取組	取組の目的/取組によって解決される課題	開始時期	活用する制度		
			制度別詳細11 [滞在快適性等向上区域] 路外駐車場配置等基準(法第46条第14項第3号イ)	制度別詳細12 [滞在快適性等向上区域] 駐車場出入口制限(法第46条第14項第3号ロ)	制度別詳細13 [滞在快適性等向上区域] 集約駐車施設(法第46条第14項第3号ハ)
1					

制度別詳細4(都市利便増進協定に関する事項)法第46条第25項

制度別詳細【都市利便増進協定】			
			制度の活用計画
事業内容	事業期間	取り組み主体	活用する制度の詳細
1	道路高架下を活用した都市利便増進施設(駐輪場)の整備および管理運営	R3~R5 ・一般社団法人美園タウンマネジメント(都市再生推進法人)	1. 協定締結者 一般社団法人美園タウンマネジメント(都市再生推進法人) さいたま市(土地所有者)  2. 都市利便増進施設の一体的な整備又は管理が必要と認められる区域 次ページ赤枠の範囲  3. 協定の内容 (1)協定の目的となる都市利便増進施設 ①駐輪場(付帯設備等含む) ②シェアサイクルポート  (2)費用負担 都市再生推進法人: 都市利便増進施設の整備および管理運営に係る費用、道路占用料 さいたま市: -  (3)都市利便増進施設の整備・管理の方法 ・都市再生推進法人が都市利便増進施設の整備および管理運営を行う。 ・都市再生推進法人が得た収益は、道路占用料、駐輪場の管理運営費用、駐輪場の整備費用の返済に充てるとともに、余剰利益をまちづくり活動へ還元する。
2	道路高架下を活用した都市利便増進施設(シェアサイクルポート)の整備および管理運営	R4~R5 ・一般社団法人美園タウンマネジメント(都市再生推進法人)	
3			
4			
5			
6			
7			
8			

制度別詳細4-1(都市利便増進協定に関する事項)法第46条第25項  
事業番号1

制度別詳細【都市利便増進協定】

制度を活用して整備・設置する予定の施設等配置を示す地図及び設置イメージ



協定区域・都市利便増進施設の位置  
(道路高架下2箇所)



制度別詳細4-2(都市利便増進協定に関する事項)法第46条第25項  
事業番号1

制度別詳細【都市利便増進協定】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ



【出典】www.midi-kintetsu.com

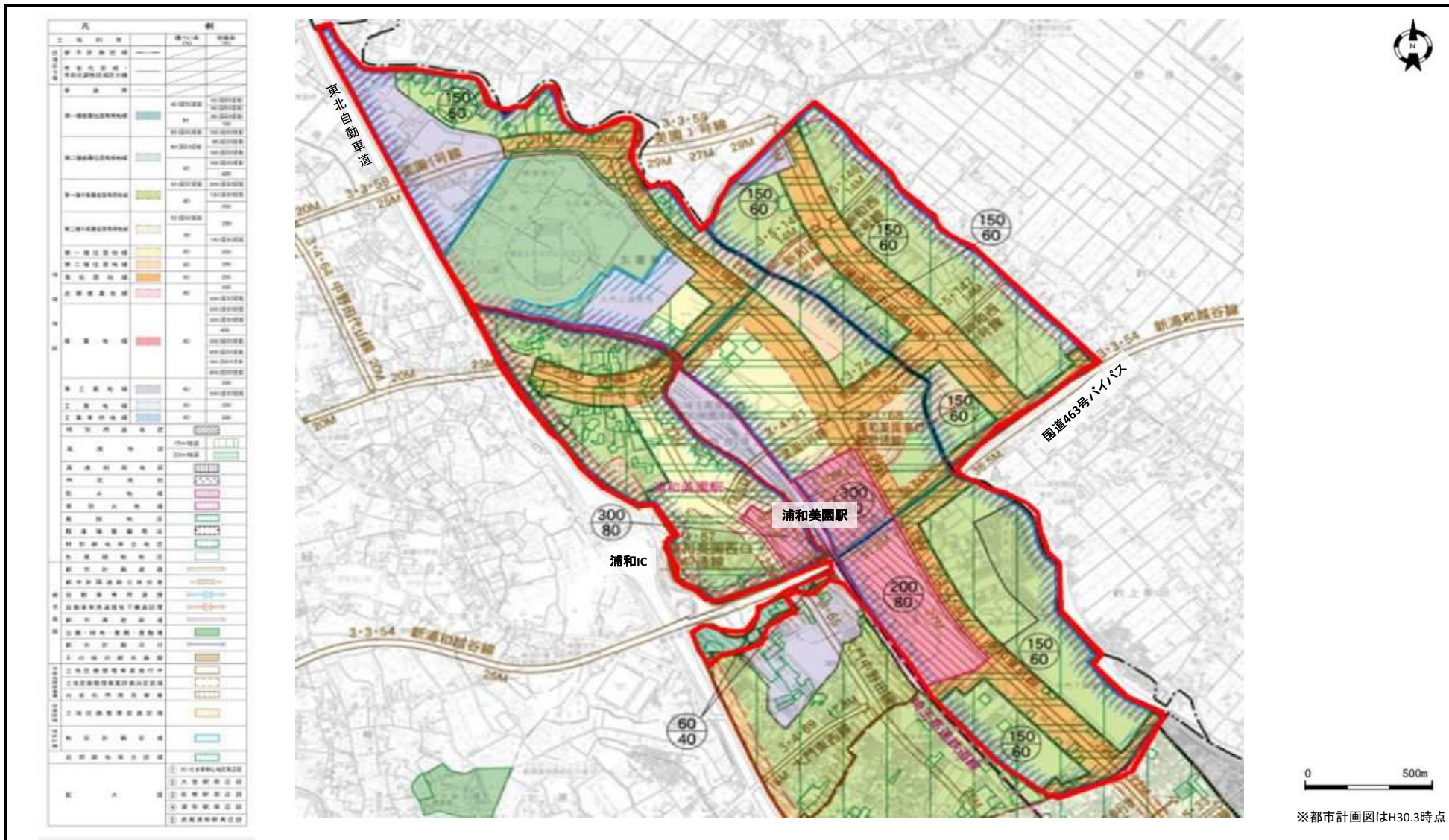
【出典】www.akiba-information.jp





都市再生整備計画の区域

<p>美園地区(埼玉県さいたま市)</p>	<p>面積 約352(約13) ha</p>	<p>区域 緑区美園1・2・3・4・5・6丁目の全部と大字下野田、大字中野田、大字南部領辻、大字大門の一部 岩槻区美園東1・2・3丁目の全部</p>
-----------------------	------------------------	--



美園地区(埼玉県さいたま市) 整備方針概要図(都市再生整備計画事業)

目標	目標1:市の副都心に相応しい都市環境を形成する	代表的な指標	交流人口 (人/年)	361,108 (H29年度)	→	450,000 (R5年度)
	目標2:健康を育み、スポーツ・レクリエーションに親しみやすい都市環境を形成する		スポーツ等の活動環境満足度 (%)	14.8 (H30年度)	→	18.5 (R5年度)
	目標3:低炭素・循環型の持続可能な都市環境を形成する		( )			

